

新型コロナウイルスワクチン接種状況及び接種体制等について

1 接種状況（令和4年10月30日現在）

	接種回数※1	接種率（対人口※2）	備考
1回目	100,297回	80.48%	小児（5～11歳）
2回目	100,440回	80.60%	1回目：27.64%
3回目	83,699回 ※3（664回）	67.16%	2回目：26.18% 3回目：8.16%
4回目	33,207回 ※3（4,477回）	26.65%	
5回目	※4 287回	0.23%	

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口は、令和4年1月1日時点

※3 接種回数のうちオミクロン株対応ワクチンの接種数

※4 5回目は全てオミクロン株対応ワクチンの接種数

2 オミクロン株対応ワクチン接種

(1) 接種間隔

前回接種（2・3・4回目）から**3か月以上に短縮**（10月21日から）

(2) 接種券

- 11月末までに接種対象となる全ての方に送付済み
- 12月以降の対象者へは接種対象月の前月に順次送付予定

3 乳幼児（生後6か月以上4歳以下）ワクチン接種

(1) 基本情報（接種回数・接種間隔）

初回接種回数は3回（原則20日（18日以上）以上の間隔をおいて2回接種後、55日以上の間隔をおいて1回）

(2) 接種券

- 令和4年11月11日（金）に対象者へ一斉発送予定
- 当初送付対象者（12月末までの対象者）は約5,000人
- 一斉発送の準備が整うまでは、早期の接種を希望する方の申請により発行

4 11月・12月の接種体制

(1) 個別接種

ア オミクロン株対応ワクチン接種

4 3 医療機関（自院患者等のみ 8 機関含む）で 10 月 31 日（月）から順次開始

イ 乳幼児（6 か月から 4 歳）ワクチン接種

5 医療機関で実施。開始時期は 11 月中旬開始で調整中。

(2) 集団接種（オミクロン株対応ワクチン、従来ワクチン、小児ワクチン）

大規模接種会場（旧西友）で水曜・木曜・土曜・日曜に実施中（12 月末までの予定）

(3) 対象者ごと・ワクチン種別ごとの接種体制

対象者	ワクチン種別	11月	12月
3 回目から 5 回目 (12 歳以上)	ファイザーBA. 4/5	個別接種 集団接種※1	個別接種 集団接種※2
	ファイザーBA. 1	—	集団接種※3
1 回目・2 回目 (12 歳以上)	従来ファイザー、 ノババックス	集団接種	集団接種
1 回目から 3 回目 (5 歳から 11 歳)	小児用ファイザー	集団接種	集団接種
<b>1 回目から 3 回目 (6 か月から 4 歳)</b>	<b>乳幼児用ファイザー</b>	<b>個別接種</b>	<b>個別接種</b>

※1 大規模接種会場で 16,000 回分（11 月）の予約枠

※2 11 月の大規模接種会場での使用実績に応じて 12 月も継続の可能性あり

※3 ファイザーBA. 4/5 の残量により切り替えの可能性あり

※4 モデルナ BA. 1 は 10 月で終了

※5 モデルナ BA. 4/5 が供給された場合は集団接種で使用

# 新型コロナウイルスワクチンと高齢者インフルエンザワクチンの同時接種について

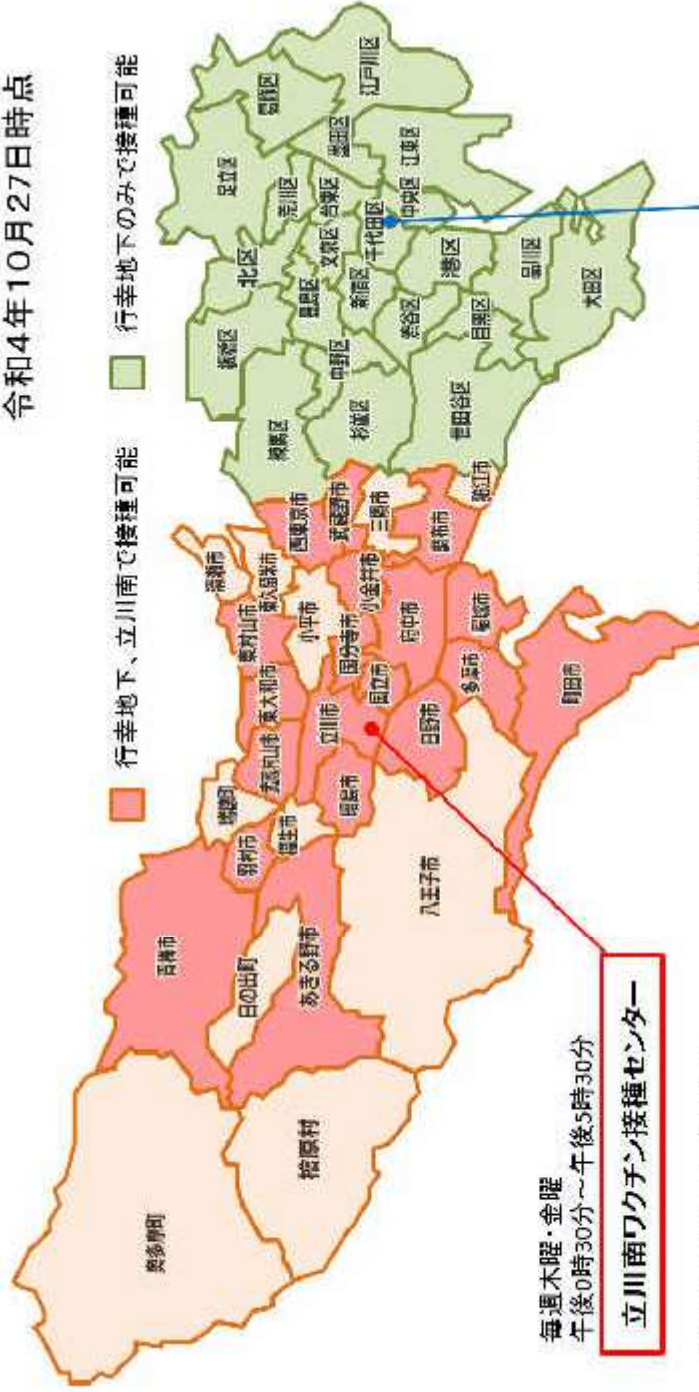
## 1 対象者（以下の1から3をすべて満たす方）

1. 東京都行幸地下ワクチン接種センター、または東京都立川南ワクチン接種センターでオミクロン対応の新型コロナウイルスワクチンを接種済の方
2. インフルエンザ定期予防接種対象者（65歳以上の高齢者等）
3. 接種可能な自治体にお住まいの方（下記参照）

接種会場別 接種可能な自治体（10月27日から）	
行幸地下	東京23区 立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
立川南	立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市

# 新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種

令和4年10月27日時点



毎週木曜・金曜  
 午後0時30分～午後5時30分  
**立川南ワクチン接種センター**

<対象自治体:19市>  
 立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、昭島市、  
 調布市、町田市、小金井市、日野市、東村山市、  
 国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、  
 多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市

毎週木曜・金曜  
 午後2時30分～午後7時30分  
**行幸地下ワクチン接種センター**

<対象自治体:東京23区+左記19市>

## 2 接種会場

### (1) 東京都行幸地下ワクチン接種センター

住 所 千代田区丸の内2-4-1 地先

開設時間 **(インフルエンザワクチンの接種時間)**

毎週木曜日、金曜日の午後2時30分から午後7時30分まで

### (2) 東京都立川南ワクチン接種センター

住 所 立川市柴崎町3-16-25

開設時間 **(インフルエンザワクチンの接種時間)**

毎週木曜日、金曜日の午後0時30分から午後5時30分まで

## <留意事項>

- 事前予約の必要はありません。
- お住まいの区市町村から予約票がお手元に届いている方は、自治体指定の予約票を必ず御持参ください。
- 新型コロナウイルスの接種後に、インフルエンザワクチンを接種していただけます。**インフルエンザワクチン接種は、各会場ごとの開設時間内の実施となります。新型コロナウイルスワクチン接種は通常30～40分程度かかりますので、時間には十分な余裕をもってお越しください。**
- インフルエンザワクチンのみの接種は、原則対応しておりません。
- 接種状況により、開設時間内であっても接種いただけない場合もございますのでご了承ください。

### 3 接種期間

令和4年10月14日（金曜日）から令和5年1月未までの、毎週木曜日及び金曜日

### 4 その他

- 定期予防接種の費用負担や予診票の発行等に関する情報は、必ず、お住まいの区市町村のホームページ等で御確認ください。
- 同時接種は、新型コロナウイルスは1～4回目のいずれも対象となりますが、会場で接種できる回数・ワクチンの種類が異なりますので、ご留意ください。

大規模接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種に関するページは[こちら](#)

## お問い合わせ

このページの担当は、感染症対策部 防疫・情報管理課 防疫担当（03-5320-5892）です。

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中  
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室  
デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）

## 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の 令和5年度の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニ交付の令和5年度の取扱いについて、以下のとおり決まりましたのでご連絡いたします。

### 第1. 制度設計（運用経費、条例策定、予算措置）について

接種証明書のコンビニ交付に係る令和5年度の制度設計については以下のとおりです。

- ・ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）から J-LIS への接種証明書に係る運営負担金は、令和4年度と同じく、ありません。なお、この取扱いは、令和4年度に接種証明書のコンビニ交付に参加している市町村であるか否かに関わりません。
- ・ 接種証明書の交付申請者が、対象事業者の店舗においてコンビニ交付を受けるために支払う発行料は、令和4年度と同じく、令和5年度も実費相当分（証明書1通当たり 120 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。））となりますので、市町村における手数料に係る条例策定及び予算措置は不要です。

### 第2. 参加方法

#### 1. 令和4年度に接種証明書のコンビニ交付に参加している市町村

既に参加している市町村及び今後令和4年度中に参加する市町村が、令和5年度も参加を継続するにあたって必要な手続きについては、別途改めてご案内いたします。ただし、令和4年度からシステム構成を変更する予定はないため、利用規約の更新といった手続きのみで継続参加できるようにする見込みです。

#### 2. 現時点で接種証明書のコンビニ交付に参加していない市町村

令和4年度中に接種証明書のコンビニ交付を開始したい市町村は、令和4年度6月22日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の開始に向

けて」でお示ししている「第4. 接種証明書のコンビニ交付の開始方法」を参照して、参加申込期間及び実施期間にかかわらず、必要な手続き（地方公共団体情報システム機構及びデジタル庁への参加申込並びにVRSの操作）を実施してください。

令和4年度には参加せず、令和5年度から初めて開始する場合の開始方法については、別途改めてご案内いたします。

連絡先

厚生労働省

健康局予防接種担当参事官室

デジタル庁

国民向けサービスグループ VRS 担当

眞弓・三宅

[digitalvaccine@digital.go.jp](mailto:digitalvaccine@digital.go.jp)



# 館内ではマスクの 着用をお願いします

※他の人と2 m以上の距離が確保でき、  
会話をほとんど行わないときは  
着用の必要はありません。

事務連絡  
令和4年10月17日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

**感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの  
見直しを踏まえた都道府県における対応について（依頼）**

第19回（令和4年10月13日）新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論等を踏まえ、本日、関係府省庁に対して、「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」を発出したところです。

これを踏まえ、業種別ガイドラインについては、今後、平時への移行のプロセスとして、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、産業界において、より効果的・効率的な感染対策を踏まえた内容に見直しがなされます。

つきましては、各都道府県におかれましても、当該見直しの取組についてご承知おきいただくとともに、都道府県において実施されている事業者向けの各種補助事業等における業種別ガイドラインの取扱についても、引き続き、適切かつ円滑に運用いただきますようお願いいたします。個別の業種別ガイドラインの変更等により、各種補助事業への適用に疑義が生じる場合にはコロナ室あて個別にご連絡・ご相談ください。

- 別添1 第19回（令和4年10月13日）新型コロナウイルス感染症対策分科会資料「業種別ガイドラインの見直し促進の取組」
- 別添2 令和4年10月17日付事務連絡「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」
- 別添3 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント

**【問合せ先】**

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室  
（業種別対策班）

担当者：渡邊、塩田、西尾、立原、本田

TEL：03-6257-3085

MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

## 業種別ガイドラインの見直し促進の取組

◆業種別ガイドラインは、各業界団体が業態を踏まえた適切な感染防止策を取りまとめ、各事業者の事業活動における感染対策に役立てられている。

○令和2年5月、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作成（総数は196）。

◆これまでも、各業界において見直されているが、多くが昨年の内容。

○令和3年8月、感染力の強いデルタ株の流行等を踏まえ、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、全ての業種別ガイドラインについて見直しを依頼し、改訂。その後、見直されているのは一部にとどまる。

◆平時への移行のプロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、業種別ガイドラインが合理的な内容となるよう、感染対策等に関する最新の情報と見直しのポイントをコロナ室で集約して分かりやすく各業界団体に周知し、適時・適切な見直しを促進。

○令和4年6月15日、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議

「業界が自主的に作成する業種別ガイドラインについて、政府として適切に作成支援を行うこと。」

○令和4年9月1日、全国知事会の緊急提言「各業界で定めている『業種別ガイドライン』については、これまでに蓄積してきた専門家組織の知見に基づき、速やかに見直しを行うよう各業界に対して働き掛けるとともに、適切な支援を行うこと。」

○今後、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策等の最新情報と業種別ガイドラインの見直しのポイントを情報提供し、合理的な内容への見直しを促進。

### 【主な見直しのポイント】

- ・適切なマスクの着用（つけなくてもよい場面の明示 など）
- ・適切な対人距離（大声なしの場合では「人と人とが触れ合わない距離の確保」 など）
- ・効果的な換気（エアゾル対策、必要な換気量、空気の流れ など）
- ・濃厚接触者に関する扱い（事業所等では基本的に求めない、待機期間の短縮 など）
- ・療養に関する扱い（療養期間の短縮、健康フォローアップセンターへの登録・活用、療養証明書・陰性証明書は不要 など）

事務連絡  
令和4年10月17日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの  
見直しについて（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、これまでも感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界において、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、業界ごとに適切な感染防止策を自主的に取りまとめ、適宜見直されてきているところです。

今般、令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、『「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされています。

平時への移行のプロセスとしては、感染対策をより効果的・効率的なものへと見直していくとともに、各業種別ガイドラインが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、必要な見直しが見直しを得て行われることが重要と考えています。このため、当室より各府省庁あて、下記の通り、業種別ガイドラインの見直しのポイントを示すとともに、これを基に、所管団体に対し見直しを促進いただきますようお願いいたします。

見直しの状況・結果については、11月中を目途に内閣官房コロナ室あて報告をお願いします。内閣官房コロナ室において見直しの状況を公表する予定です。

1. 業種別ガイドラインの見直しのポイント

令和3年8月20日付の事務連絡（※）においては、各業界にガイドラインの見直しを依頼していただき、概ねすべてのガイドラインについて見直しがなされました。

（※）「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドライン見直し並びに遵守・徹底等について（依頼）」

その後、ガイドラインの見直しは各業界において自主的に進めていただいておりますが、業界ごとに見直しのタイミングや頻度に違いがあることも踏まえ、今回は、添付の通り、基本的な感染対策等を改めて整理したうえで、これらに関して現時点の最新の情報（新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言や各府省庁の事務連絡等）を基に、合理的な見直しのポイントを取りまとめています。また、今後、定期的に更新・情報提供することで、業種別ガイドラインの継続的な見直しに役立てて頂きたいと考えています。

今回は、各業種別ガイドラインの現行記載内容が概ね当該ポイントに合ったものとなっているか否か、の情報を併せて示していますので、関係府省庁におかれましては、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、所管団体に対し見直しを促進いただきますようお願いいたします。

また、所管団体が業種別ガイドラインを見直す際には、公表前にコロナ室への共有をお願いいたします。改訂版のガイドラインが公表された際には、コロナ室への情報提供をお願いいたします。

## 2. 最近の業種別ガイドライン見直し事例

各業界においてガイドラインを見直す際の参考となるよう、2022年6月以降に見直された事例につき情報提供いたします。

### (1) 日本経済団体連合会（2022/6/17改訂）

[https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064\\_gaiyo.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html)

（見直しのポイント）

- ・マスクの着用や換気の徹底を前提とし、対面での距離を「2メートル目安」から「1～2メートル目安」に変更。
- ・設備や物品等の消毒に関する記述を省略しつつ、換気に関する記述を適正化。（参考となる新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言として、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日））
- ・基本的な感染予防対策が定着していることから、一般的な感染対策に関する記述を簡略化。

### (2) 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（2022/9/8改訂）

[https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph\\_472](https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13#paragraph_472)

(見直しのポイント)

- ・ 来場者同士の間隔について、マスクの着用等を前提に「できるだけ2 m (最低 1 mの間隔)」から「密が発生しない程度の間隔」に変更。
- ・ 「同一世帯内以外の事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限を行う必要がないこと」等の政府事務連絡の参照を追記するとともに、従業員的安全確保に関する記載に当該事務連絡の趣旨を反映。

## 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント

## 【趣旨】

○本資料は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめたものです。（今後とも定期的に更新する予定です。）

○下記の項目ごとに最新情報に基づく記載のポイントを記載していますので、各業種の業務内容・業務環境等を踏まえ、個別に見直しを検討して下さい。

## 【構成】

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

項目		ポイント	最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例）	
<b>(1) 感染リスクの評価</b>				
1	感染リスクの評価	<p>○業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染リスクが高まる「5つの場面」」</li> <li>・「三つの密」</li> <li>・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」（2020年10月23日） <a href="https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf">https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf</a></li> <li>・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう!」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日） <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf</a></li> </ul>	
<b>(2) 基本的な感染対策</b>				
2-1	飛沫感染対策	○マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。</li> <li>・屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。）。</li> <li>・屋内では、人との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。</li> <li>・病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</a></li> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用に関するQ &amp; A マスクを着用する場面、外してよい場面はどのような場面でしょうか。」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-6">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-6</a></li> <li>・厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html</a></li> </ul>
		○人と人との距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい生活様式の実践において、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。」と例示しているが、その他の感染対策の実施や場面に応じて個別の対人距離を設定している事例もある。</li> <li>・例えば、イベントの開催制限において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、大声を出さないイベント（会話は可）については、「人と人が触れ合わない距離での間隔」としている。</li> <li>・経団連や遊園地テーマパークのガイドラインでは、マスクの着用や換気の徹底などを前提に、オフィス内や待機列などでの対人距離を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「新しい生活様式」（2020年6月19日） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf</a></li> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2（2022年9月8日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> <li>・「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（2022年8月9日改訂） <a href="https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf">https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf</a></li> </ul>
		○パーティションの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。</li> <li>・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改訂その6）」（2022年9月8日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisainshaninshou_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisainshaninshou_20220908.pdf</a></li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14） <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「咳エチケット」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html</a></li> </ul>

(2) 基本的な感染対策 (つづき)				
2-2	エアロゾル感染対策	○効果的な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」</li> <li>※いずれの場合も、</li> <li>必要な換気量目安：1人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時</li> <li>二酸化炭素濃度目安：おおむね1,000ppm以下</li> <li>※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。</li> <li>・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気よどみの解消</li> <li>・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記載を改訂。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(2022/7/14) <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○マスクの着用（2-1に同じ）	2-1に同じ	
		○人と人との距離の確保（2-1に同じ）	2-1に同じ	
2-3	接触感染対策	○手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒が有効。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省チラシ「正しい手の洗い方」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf</a></li> <li>・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></li> </ul>
		○共用部の消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○人と人との距離の確保（2-1に同じ）	2-1に同じ	
(3) 場面ごとの感染対策の留意点				
3-1	飲食時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席間隔の確保（又はパーティションの設置）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨及び換気の徹底を実施。</li> <li>・上記に加えて、業種・業態（例：ピュッフェスタイル）に応じた感染対策の例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改訂その6）」（2022年9月8日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshinshou_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshinshou_20220908.pdf</a></li> <li>・外食業の事業継続のためのガイドライン（2021年11月8日） <a href="http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_211108ka.pdf">http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_211108ka.pdf</a></li> </ul>
3-2	共有部	○トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドドライヤーは、使用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>
		○ごみ捨て時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「ごみ処理方法のチラシ」 <a href="https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf">https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf</a></li> </ul>
3-3	その他の場面	○大声を出す場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援や歌など、大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底やマスクの着用等にも留意が必要。たとえば、大声を伴うイベントでは、マスクの着用や換気を前提に対人距離の確保を求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2（2022年9月8日） <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf</a></li> </ul>
		○人と人が長時間対面で会話する場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と人が長時間対面で会話する場面では、飛沫感染・エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、2-1飛沫感染対策・2-2エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省HP「マスクの着用について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</a></li> <li>・理化学研究所「飛沫やエアロゾルの飛散の様子を可視化し有効な感染対策を提案 ～「富岳」による新型コロナウイルス対策その1」(2020年11月20日) <a href="https://www.r-ccs.riken.jp/highlights/pickup2/">https://www.r-ccs.riken.jp/highlights/pickup2/</a></li> </ul>



(4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報				
4-1	集客施設・イベント等における利用者等への対策	○有症状者の入場の防止	<p>(実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者の利用自粛の呼びかけ。</li> <li>・入場時の検温。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2022年9月8日)別紙2 <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf</a></li> </ul>
		○感染者が発生した際の利用者等への注意喚起	<p>(実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者が発生した旨のHP等による周知。</li> <li>・各地域の通知サービスによる通知。</li> </ul> <p>※COCOAは全数届出見直しによって効果が限定的になる見込みであるため、今後、年内を目処に機能を停止予定であり、利用の呼びかけを求める必要はない。</p> <p>※(高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めないこととされていること等を踏まえ、)利用者等の入場時等の連絡先把握は必ずしも必要ではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2022年9月8日)別紙2 <a href="https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf">https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20220908.pdf</a></li> <li>・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a></li> <li>・厚生労働省「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(2022年7月30日一部改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf</a></li> </ul>
4-2	従業員等の行動管理等	○有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い	<p>(有症状者に対する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。</li> <li>・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日(8月24日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf</a></li> <li>・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a></li> </ul>
			<p>(陽性者の療養期間等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者の療養期間の短縮。</li> <li>・療養時の外出自粛の取扱いの変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(2022年9月13日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf</a></li> </ul>
			<p>(濃厚接触者の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者の待機期間の短縮</li> <li>・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。</li> <li>※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合がありますことに留意。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(2022年7月30日一部改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf</a></li> </ul>
		<p>(医療機関・保健所からの証明書等の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等(療養証明書、検査陰性の証明書等)を求めない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(2022年8月10日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf</a></li> </ul>	
		○検査やワクチン接種の推進	<p>(職場などでの検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者に対する検査については、職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf</a></li> <li>※職場における検査を行う場合のキットの購入方法等については下記事務連絡を参照。</li> <li>・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における積極的な検査の促進について」(2021年8月13日) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</a></li> </ul>
			<p>(ワクチン接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省HP「新型コロナウイルスについて」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html</a></li> </ul>
○海外渡航歴を有する者の出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省HP「水際対策」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</a></li> </ul>		
○テレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な範囲でテレワークを推奨。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣官房コロナ室「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(2022年7月15日) <a href="https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenaku_shukkinsha_saku_20220715.pdf">https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenaku_shukkinsha_saku_20220715.pdf</a></li> <li>・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(オフィス版・製造事業場版)」四訂について(2022年6月17日) <a href="https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html">https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaiyo.html</a></li> </ul>		

事務連絡  
令和4年10月28日

各区市町村保健衛生主管部長 様

東京都福祉保健局感染症対策部長  
関口 尚志

新型コロナ・インフルエンザ同時流行への備えについて（周知のお願い）

日頃から、東京都の感染症対策につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この冬、新型コロナウイルス感染症が今夏以上に拡大し、インフルエンザと同時に流行する可能性が指摘されています。

東京都では、同時流行に備えて、都民の皆さまに、検査キット及び解熱鎮痛薬等の準備や、早めのワクチン接種の検討を呼びかけるリーフレットを別添のとおり作成いたしました。

本リーフレットは、東京都福祉保健局ホームページからダウンロードが可能です。

つきましては、関係機関への周知にご協力くださいますよう、よろしく御礼申し上げます。

なお、東京都医師会及び都内各病院については、都から直接周知していることを申し添えます。

（添付資料）

リーフレット「この冬、コロナ・インフルエンザ同時流行に備えて」

（ホームページ）

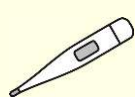
「感染に備えて、検査キット、薬、食料品などの準備をしておきましょう」



【問い合わせ先】

東京都福祉保健局感染症対策部 六串・峯  
電話 03-5320-4089

# この冬、コロナ・インフルエンザ同時流行に備えて



熱が出たときのために、検査キットや解熱鎮痛薬、食料品などをあらかじめ準備しておきましょう。

## 医薬品等の例

### 市販の新型コロナウイルス抗原検査キット

国が承認したキットを選びましょう。

〔「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示〕



### 市販の解熱鎮痛薬

都薬剤師会のホームページを参考にしましょう。



### 体温計

電池残量も確認しましょう。

### 生活必需品

手指消毒剤、洗剤、ゴミ袋、衛生用品、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど



## 食料品の例

### 水分補給ができるもの

スポーツ飲料、経口補水液、ゼリー飲料など



### 体調がすぐれない時でも食べやすいもの

レトルトのおかゆ、パックごはん、うどんなど

### 調理せずに簡単に食べられるもの

レトルト食品、缶詰、即席スープ、インスタント味噌汁、冷凍食品など

1週間分を目安に備えましょう。



ワクチン接種をご検討ください。

## 新型コロナウイルスワクチン

✓オミクロン株に対応したワクチンは、従来型を上回る効果が期待されます。

1・2回目接種を完了した**12歳以上**で、前回の接種から**3か月以上経過**している方が接種可能です。

**1人1回**接種できます。

詳しくはこちら →



## インフルエンザワクチン

✓65歳以上の方等の定期接種の対象で接種を希望する方は、お早めに接種をお願いします。

区市町村での接種はこちら →



都の接種会場でのコロナワクチンとの同時接種はこちら →



手洗い・マスク着用・換気などの基本的対策も忘れずに

# 感染状況・医療提供体制の分析（令和4年10月26日時点）

【令和4年10月27日 モニタリング会議】

区分	モニタリング項目 ※①～④は7日間移動平均で算出	前回の数値 (10月19日公表時点)	現在の数値 (10月26日公表時点)	前回との比較	これまでの最大値	項目ごとの分析					
感染状況	①新規陽性者数※1 (うち65歳以上)	3,396.7人 (294.1人)	3,305.0人 (301.0人)	↑	32,099.9人 (2022/8/3)	総括コメント 感染状況の推移に注意が必要である					
	②#7119 (東京消防庁救急相談センター) ※2 における発熱等相談件数	61.7件	59.6件	↑	257.9件 (2022/7/25)	新規陽性者数の7日間平均は、横ばいとなった。基本的な感染防止対策を徹底することにより、新規陽性者数をできる限り抑制していくとともに、早期のワクチン接種を呼び掛ける必要がある。					
	③検査の陽性率 (PCR・抗原) (検査人数)	17.8% (10,707人)	18.2% (10,205人)	↑	52.2% (2022/8/7)	個別のコメントは別紙参照					
	④救急医療の東京ルール※3の適用件数	86.4件	83.3件	↑	309.7件 (2022/7/24)	総括コメント 通常の医療との両立が可能な状況である					
	⑤入院患者数 (病床数)	1,100人 (4,569床)	1,310人 (3,969床)	↑	4,459人 (2022/8/20)	前回横ばいとなった入院患者数は、今回は増加した。今週新たに入院した患者数も先週と比べて増加しており、今後の医療提供体制への影響を注視する必要がある。					
	⑥重症患者数 人工呼吸器管理 (ECMO含む) が必要な患者 (病床数)	11人 (238床)	17人 (231床)	↑	297人 (2021/8/28)	個別のコメントは別紙参照					
医療提供体制		都内全人口	12歳以上	高齢者(65歳以上)							
	1回目 81.2%	2回目 80.6%	3回目 64.6%	1回目 88.0%	2回目 87.5%	3回目 70.9%	1回目 93.3%	2回目 93.1%	3回目 89.7%	4回目 77.7%	
<p>【参考】VRSデータによる都民年代別ワクチン接種状況 (令和4年10月25日現在)</p>											

※1 医療機関及び東京都陽性者登録センターから報告のあった新規陽性者数の合計を計上 (都内の空港・海港検疫にて陽性が確認され、都に報告された分を除く)  
 ※2 「#7119」…急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口  
 ※3 「救急医療の東京ルール」…救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案





# 総括コメントについて

## 1 感染状況

### <判定の要素>

- モニタリング項目に加え、地域別の状況やワクチン接種の状況等、モニタリング項目以外の指標の状況も含め、感染状況を総合的に分析

### <総括コメント（4段階）>





-  大規模な感染（拡大）が継続している／感染の再拡大の危険性が高いと思われる
-  感染が拡大している／感染状況は拡大傾向にないが、警戒が必要である
-  感染拡大の兆候がある（と思われる）／感染状況の推移に注意が必要である
-  感染者数が一定程度に収まっている（と思われる）

## 2 医療提供体制

### <判定の要素>

- モニタリング項目に加え、療養者の年齢構成、重症度、病床の状況やワクチンの接種状況等、モニタリング項目以外の指標の状況も含め、医療提供体制を総合的に分析

### <総括コメント（4段階）>

-  医療体制がひっ迫している／通常の医療が大きく制限されている（と思われる）
-  通常の医療を制限し、体制強化が必要な状況である／通常の医療が制限されている状況である
-  体制強化の準備が必要な状況である／通常の医療との両立が可能な状況である
-  平時の体制で対応可能であると思われる／通常の医療との両立が安定的に可能な状況である

（注）通常の医療：新型コロナウイルス感染症以外に対する医療（がん、循環器疾患等の医療）

# 都民・事業者への感染防止対策等の呼びかけに係る考え方

## 国の方針

国はオミクロン株については新たな行動制限を行わない方針の下、本年9月に、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした「Withコロナに向けた新たな段階」へ移行することとした。

### 【具体的な取組】

事項	これまでの取組	令和4年9月以降の緩和策等
方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5/20 マスク着用の考え方公表 (屋外は会話のある場合を除き、原則必要なし等)</li> <li>●7/15 「BA5.系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」 →<b>新たな行動制限は行わない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9/8 「withコロナに向けた新たな段階への移行」</li> </ul>
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●7/22 濃厚接触者の待機期間短縮 5日→検査活用で3日</li> <li>●8/17 検査キットOTC化承認</li> <li>●8/19 ラゲブリオ（経口薬） 流通開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9/7 療養期間の短縮（有症状：10日→7日、無症状：7日→5日）</li> <li>●9/26 発生届の全数把握の見直し</li> <li>●9/20 オミクロン株対応ワクチンの接種開始(10月13～BA.4/5接種開始)</li> <li>●10/13 接種期間の短縮</li> </ul>
経済対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6/10 外国人の入国者数制限 2万人まで（ツアー限定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9/7 制限緩和 2万人→5万人</li> <li>●10/11 入国者数の上限撤廃</li> <li>●10/19 渡航者向け感染症危険情報レベル1</li> <li>●10/26 全国旅行支援開始</li> <li>●10/26 Go To Eat開始</li> <li>イベント分割開始</li> </ul>

## 今後の呼びかけについての考え方

行動制限を行わず、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を進めるとの方針を踏まえ「**都民一人ひとりがワクチン接種や自主的な感染防止対策を徹底した上で、日常生活や余暇を充実する**」という趣旨の呼びかけとすべき  
 ※感染者数が増加傾向になるなど、第8波や同時流行の兆候が顕著となった場合は、さらなる感染防止対策や適切な受療行動などについて、呼びかけを強める

# つぎの波にはもう乗らない

～ワクチン接種と感染対策で、アクティブな冬を！～

攻

年末年始を安心して過ごすために、ワクチンの早期接種を！



- ・オミクロン株対応ワクチンは、従来型ワクチンを上回る効果が期待される
- ・1,2回目接種を受けた12歳以上の全ての方は、最終接種から3か月以上経過していれば接種可能
- ・オミクロン株対応ワクチンは一人1回接種可能

※都の大規模接種会場および区市町村の会場情報は



# つぎの波にはもう乗らない

～ワクチン接種と感染対策で、アクティブな冬を！～

**守** イベントや旅行等の機会でも、自分自身で対策を徹底！

・コロナにもインフルにも**感染防止対策の徹底が有効**



冬でも窓開けや換気扇で**換気を徹底**



特に、**混雑した場所や会話**をする際は**マスクを着用** ↑



・**体調に異変がある場合は、イベントや旅行の参加を控えて**

**備** この冬、コロナ・インフルエンザ同時流行に備えて

・**熱が出たときのために備蓄を**

(コロナの検査キットや解熱鎮痛薬、1週間分の食料品・生活必需品など)





# 『新型コロナワクチン接種キャンペーン 2022秋冬』の取組

## 区市町村や関係機関と連携した取組

- 虎ノ門ヒルズ森タワー内に**臨時の接種会場**を設置（11/4, 11, 14, 17、森ビル(株)・港区と連携）
- **飲食店コロナ対策リーダー**を通じて従業員や来店客に対して、ワクチン接種を呼びかけ
- 高齢者施設等にワクチンバスを重点的に派遣

## 社会経済との両立に向けた取組

- **TOKYOワクションアプリ**の活用（3回以上接種者を対象にオリンピック入りのサイン入りグッズなどを提供）
- 「**ただいま東京プラス**」、「**Go To Eat**」のサイトにワクチン接種のメッセージを掲載
- 東京都や区市町村の接種会場で「**1010（銭湯）クーポン**」を配布

## 広報媒体等の活用による普及啓発

- **約150駅**にポスター掲出、**電車内の中吊りポスター**やモニターによる放映(10月下旬～)
- 秋葉原駅や渋谷駅スクランブル交差点等の**大型ビジョン**での放映（11月～）
- **味の素スタジアム**で実施されるスポーツイベントにて、チラシやノベルティを配布(11月上旬)

# この冬、コロナ・インフルエンザが同時流行に備えて

## 新型コロナウイルス検査キットや解熱鎮痛薬、食料品などの準備や ワクチン接種について、リーフレットにより周知

### 医薬品等の例

- 市販の新型コロナウイルス抗原検査キット
- 市販の解熱鎮痛薬
- 体温計
- 生活必需品



### 食料品の例

- 水分補給ができるもの
- 体調がすぐれない時でも食べやすいもの
- 調理せずに簡単に食べられるもの



### 新型コロナウイルスワクチン

- ✓ オミクロン株に対応したワクチンは、従来型を上回る効果が期待されます。

### インフルエンザワクチン

- ✓ 65歳以上の方等の定期接種の対象で接種を希望する方は、お早めにお早めに接種をお願いします。

この冬、コロナ・インフルエンザが同時流行に備えて

熱が出たときのために、検査キットや解熱鎮痛薬、食料品などをあらかじめ準備しておきましょう。



#### 医薬品等の例

- 市販の新型コロナウイルス抗原検査キット  
国が承認したキットを認めます。  
【体外使用医薬品】または  
【第1類医薬品】と表示
- 市販の解熱鎮痛薬  
警察庁のホームページを参考にしましょう。
- 体温計  
電池残量も確認しましょう。
- 生活必需品  
手指消毒剤、洗剤、ゴミ袋、衛生用品、トイレペーパー、ティッシュペーパーなど

#### 食料品の例

- 水分補給ができるもの  
スポーツ飲料、経口補水液、ゼリー飲料など
- 体調がすぐれない時でも食べやすいもの  
レトルトのおかず、パックごはん、うどんなど
- 調理せずに簡単に食べられるもの  
レトルト食品、缶詰、即席スープ、インスタント味噌汁、冷凍食品など



#### 新型コロナウイルスワクチン

オミクロン株に対応したワクチンは、従来型を上回る効果が期待されます。  
1. 2回目接種を完了した12歳以上、前回の接種から3か月以上経過している方が接種可能です。  
1人1回接種できます。詳しくはこちら



#### インフルエンザワクチン

65歳以上の方等の定期接種の対象で接種を希望する方は、お早めに接種をお願いします。  
区市町村での接種はこちら  
都の接種会場でのコロナワクチンとの同時接種はこちら



手洗い・マスク着用・換気などの基本的対策も忘れずに



東京都

令和4年10月27日

# 東京i CDCリスクミチチームによる 都民アンケート調査結果

2022.10.27

■ **調査方法**：インターネット調査

■ **調査対象**：東京都に住所を有する20代から70代までの者

■ **サンプリング方法およびサンプル数**：

年齢構成を東京都の人口比率に合わせた割当抽出。  
1,000 サンプル。

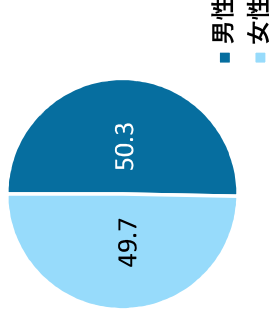
■ **調査期間**：2022/10/1 ~ 2022/10/3

■ **調査項目**：

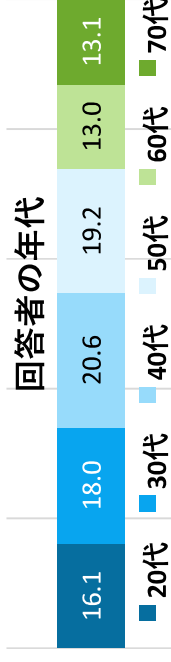
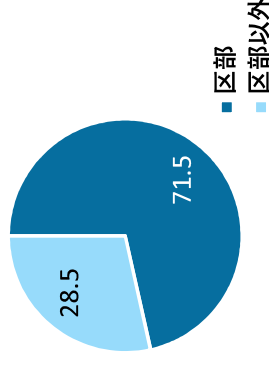
- 感染防止対策の行動
- 感染対策緩和後の行動について
- コロナ終息後も定着してほしい行動様式

(単位 %)

回答者の性別



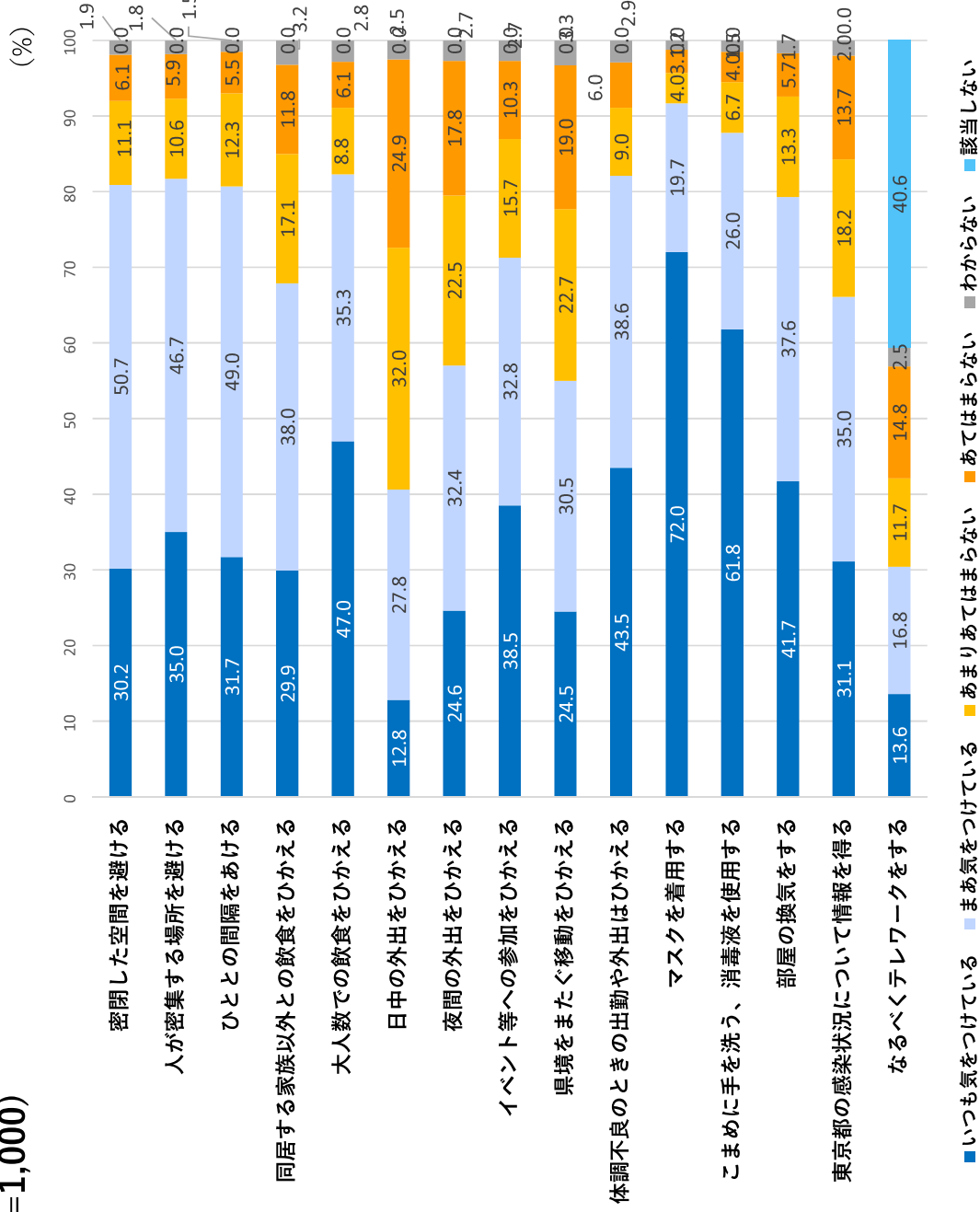
回答者の居住地



- ワクチン接種履歴、接種についての考え
- 新型コロナウイルスについての不安 など

# 新型コロナウイルスの対策について、現在のあなたにあってはまるものをそれぞれ選んでください。

(n=1,000)



多くの都民が徐々に日常生活を取り戻しつつも感染防止対策を続けていることがうかがえる。

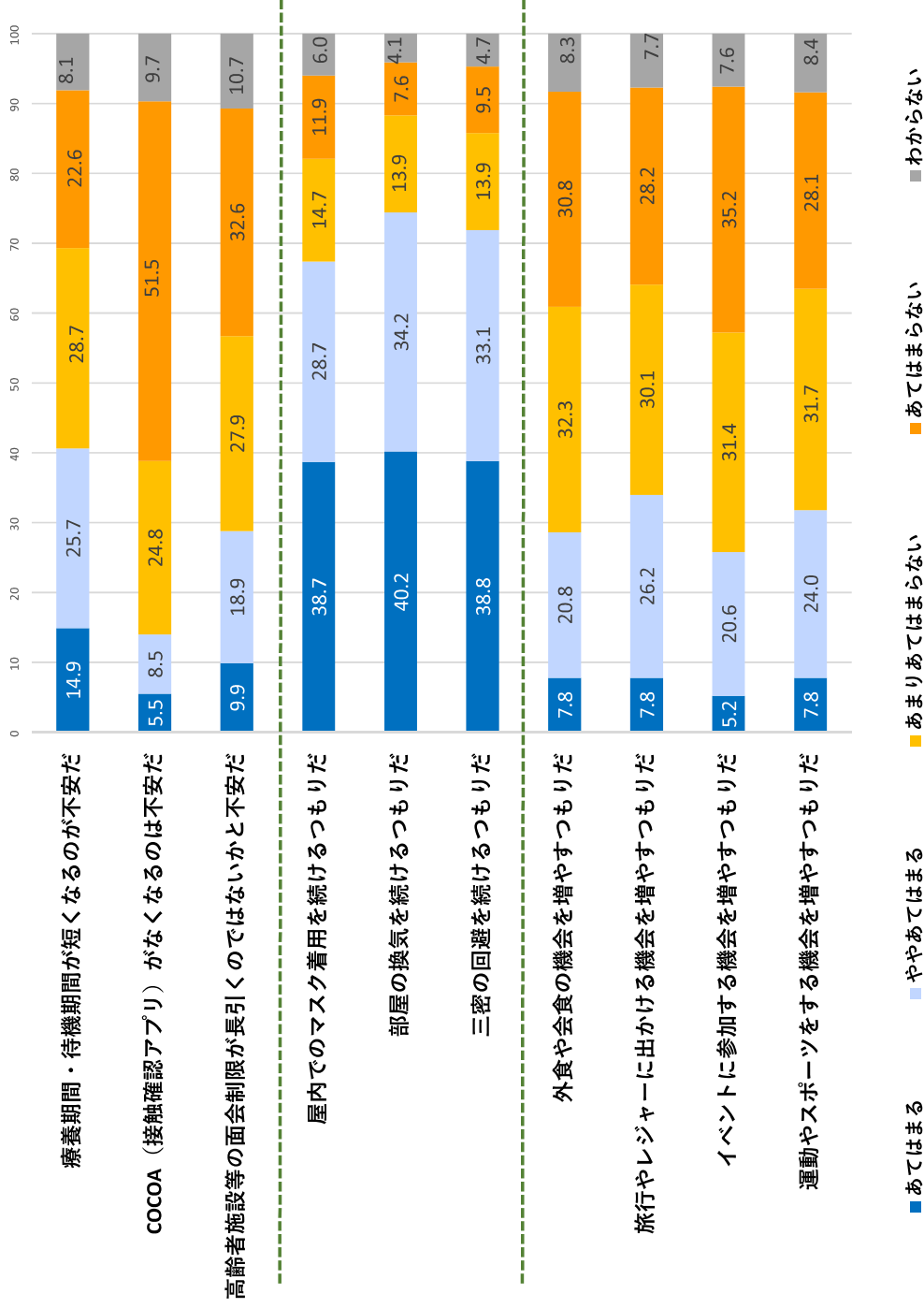
- ◆ 「マスクの着用」と「手指衛生」は**9割前後**の人が「いつも/まあ気をつけている」と回答（2022年2月調査よりは5%程度減少）。
- ◆ 「体調不良時の出勤や外出をひかえる」では**約80%**が「いつも/まあ気をつけている」と回答（2022年2月調査より8%程度減少）
- ◆ 「密を避ける」、「大人数での食事をひかえる」、「イベント等への参加をひかえる」といった項目では**約70~80%**の人が「いつも/まあ気をつけている」と回答（2022年2月調査より5~10%程度減少）。
- ◆ 「夜間の外出をひかえる」および「県境またぎの移動をひかえる」の項目では、**約55%**の人が「いつも/まあ気をつけている」と回答（2022年2月調査より15%程度減少）。

■ いつも気をつけている ■ あまり気をつけている ■ 覚えてはまらない ■ わからない ■ 該当しない

# 感染対策が緩和されて迎える今年の冬について、あなたの気持ちにあてはまるものをそれぞれひとつ選んでください。

(n=1,000)

(%)



この冬も、都民はマスク着用や換気など基本的感染対策を継続する姿勢を示すとともに、外食や旅行などの機会を増やすことについては、楽しみにしつつも慎重な姿勢を示している。

- ◆ 「屋内でのマスク着用を続けるつもりだ」「部屋の換気を続けるつもりだ」「三密の回避を続けるつもりだ」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人の割合は、それぞれ**7割程度**となっている。
- ◆ 「外食や会食の機会、旅行やレジャーに出かける機会、イベントに参加する機会、運動やスポーツをする機会を増やすつもりだ」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人の割合は**3割前後**となっている。

■ あてはまる

■ ややあてはまる

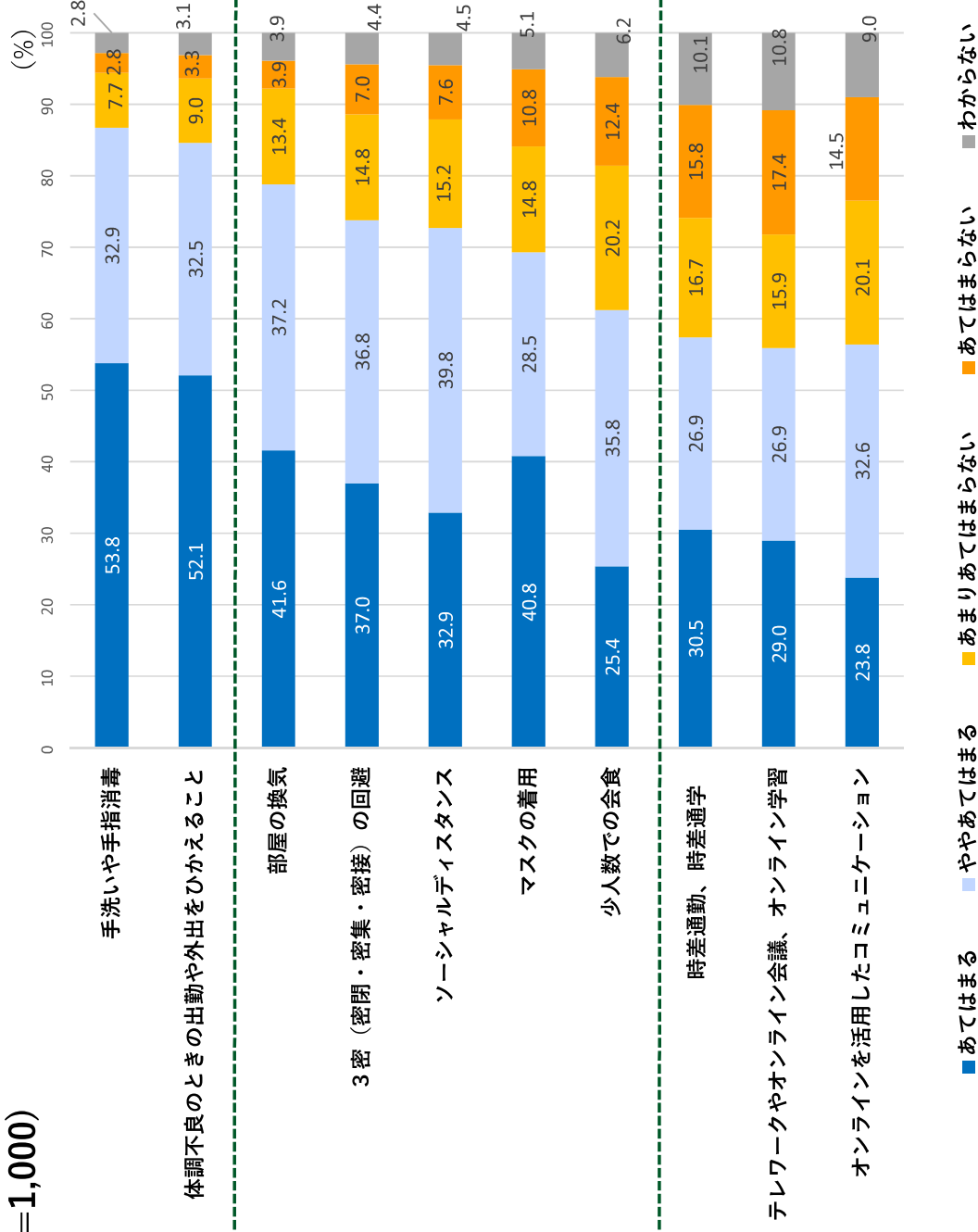
■ あまりあてはまらない

■ あてはまらない

■ わからない

あなたは、以下の項目について、新型コロナウイルス感染症の流行に関わらず今後も定着してほしいと思いますか。あてはまるものをそれぞれひとつ選んでください。

(n=1,000)

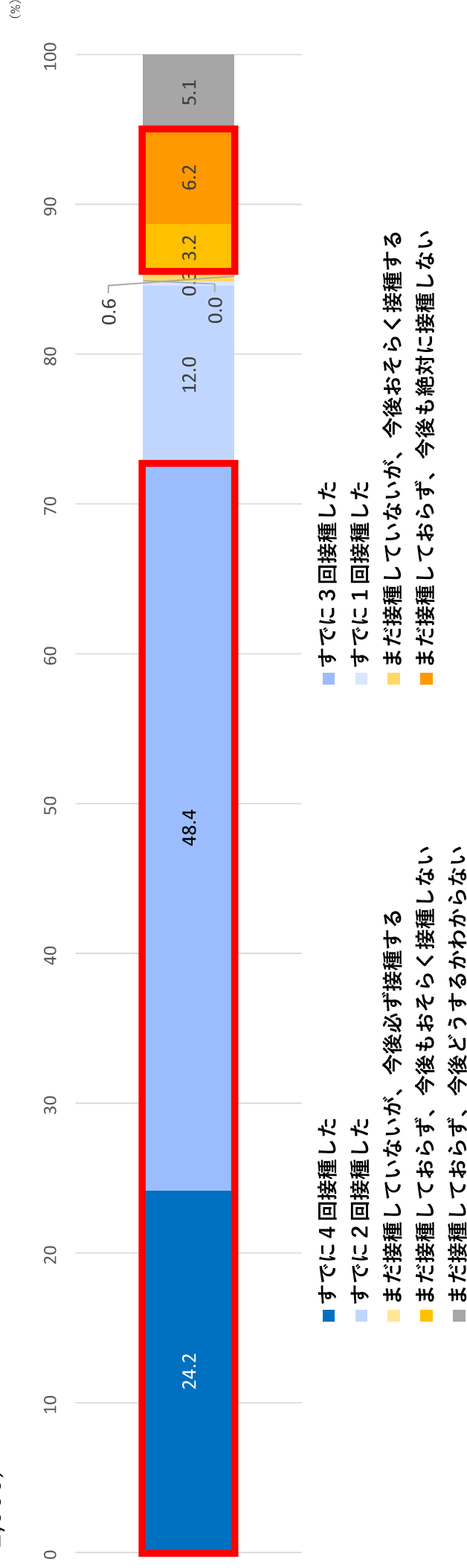


新型コロナウイルス流行下で本格化した新たな形態の定着を希望する割合は高い。

- ◆ 新型コロナウイルス流行前からある取り組みの定着：「手洗いや手指消毒」、「体調不良時の出勤や外出をひかえる」、について、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は**80～85%**。
- ◆ 新型コロナウイルス流行下で特に促進された対策の定着：「部屋の換気」「3密回避」、「ソーシャルディスタンス」、「マスクの着用」「少人数での会食」の順に高く、**60～80%**程度。
- ◆ 新型コロナウイルス流行下で本格化したライフスタイルの定着：「時差通勤、時差通学」、「テレワークやオンライン会議、オンライン学習」「オンラインを活用したコミュニケーション」は、いずれも**55%前後**。

あなたは、新型コロナウイルスの接種を受けましたか。あてはまるものをひとつ選んで下さい。

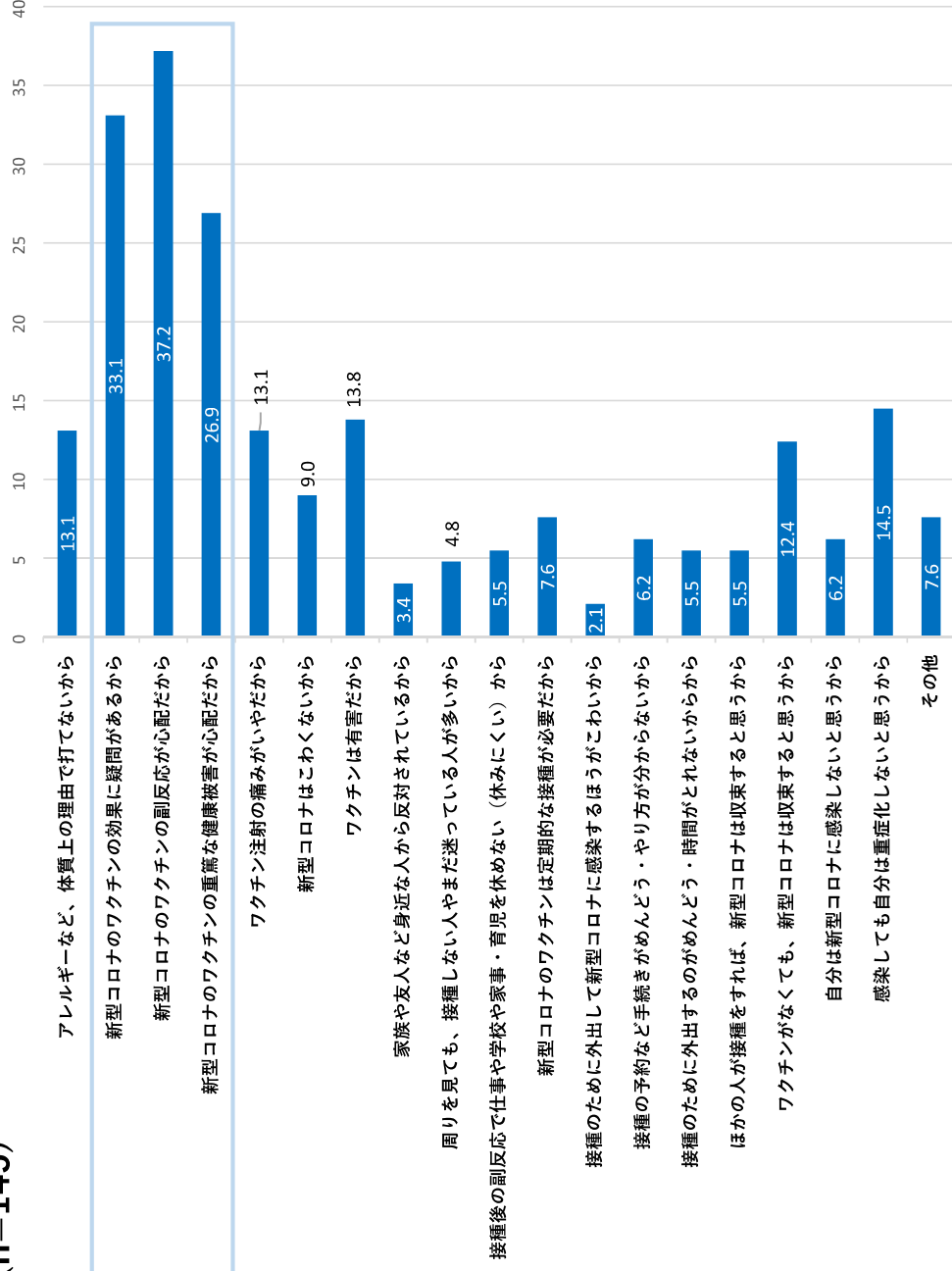
(n=1,000)



- ◆ 3回以上接種した割合が7割を超えている：すでに4回接種したと回答する人が**24.2%**、すでに3回接種したとの回答が**48.4%**。
- ◆ 接種を強く躊躇する人々は**1割未満**：「まだ接種しておらず、今後もおそらく接種しない」「まだ接種しておらず、今後も絶対に接種しない」と答えた人の合計は**9.4%**。

「まだ接種しておらず、今後も絶対接種しない」「まだ接種しておらず、今後もおそらく接種しない」「まだ接種しておらず、今後もおそらく接種しない」「まだ接種しておらず、今後とも絶対に接種しない」「まだ接種しておらず、今後とも絶対に接種しない」「まだ接種しておらず、今後とも絶対に接種しない」

(n=145)



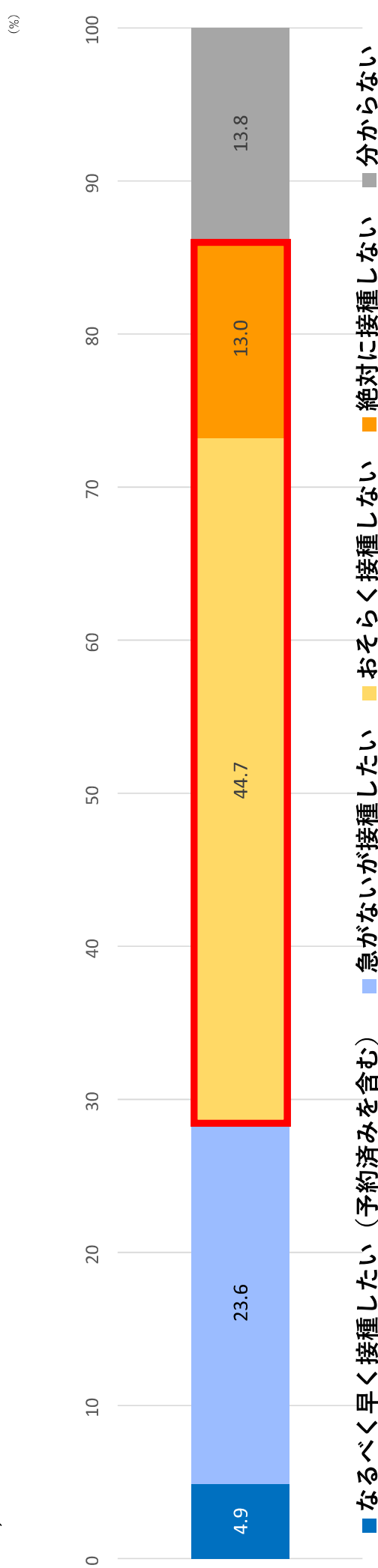
接種しない主な理由は「副反応の心配」、「効果への疑問」、「ワクチンの健康被害」。

- ◆ まだ接種していない理由としては「新型コロナウイルスのワクチンの副反応が心配だから」が理由が**37.2%**と**一番高い理由**。
- ◆ 次に「新型コロナウイルスのワクチンの効果に疑問があるから」が**33.1%**、「新型コロナウイルスのワクチンの重篤な健康被害が心配だから」が**26.9%**となっている。



「すでに2回接種した」「すでに1回接種した」と答えたかたにうかがいます。あなたは、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について、どのようにお考えですか？ひとつ選んで下さい。

(n=123)

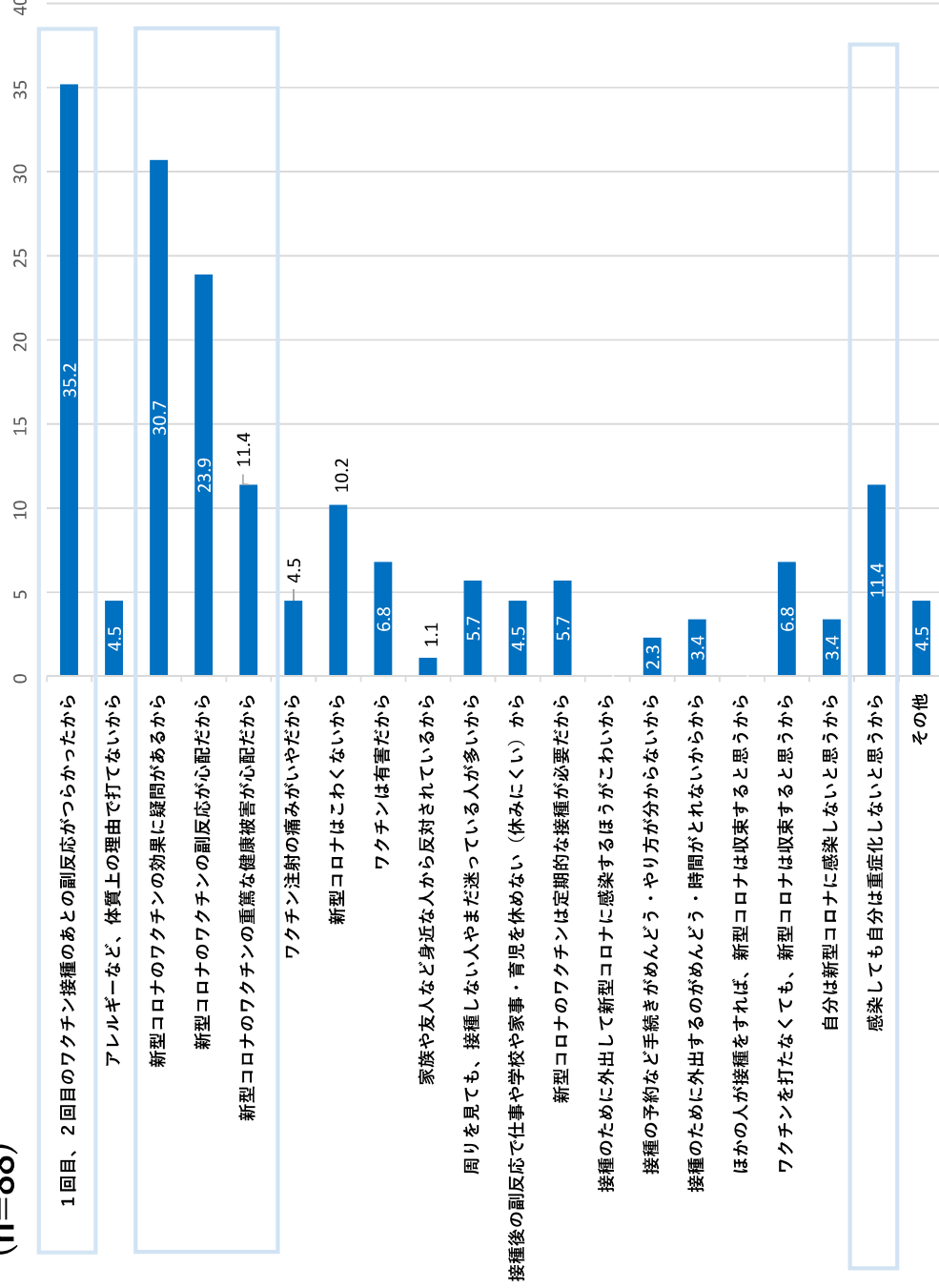


昨年12月から3回目接種が開始されたが、現在も1~2回接種に留まっている方の**半数以上**は、未だ3回目接種を躊躇している傾向がある。

◆ 「すでに2回接種した」「すでに1回接種した」と回答した人のうち、3回目接種について「おそろく接種しない」、「絶対に接種しない」とする回答の割合は**6割弱**となっている。

# 新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について：「おそらく接種しない」「絶対に接種しない」「分からない」と答えたかたにうかがいます。それはなぜですか。

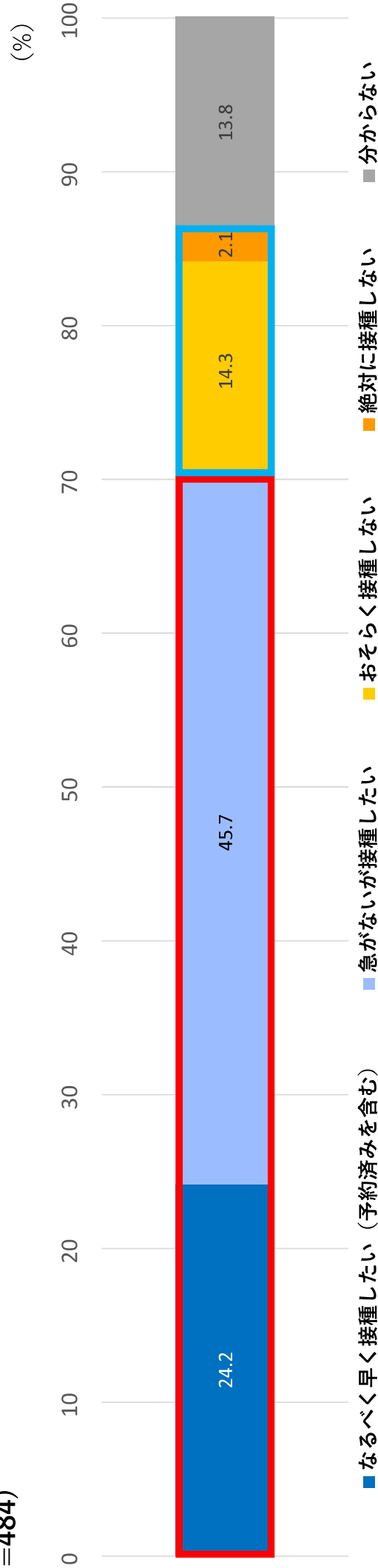
(n=88)



- ◆ 3回目の接種をしない理由
- 第1位 「1回目、2回目のワクチン接種の後の副反応がなかったから」 (35.2%)
  - 第2位 「ワクチンの効果に疑問があるから」 (30.7%)
  - 第3位 「ワクチンの副反応が心配だから」 (23.9%)
  - 第4位 「ワクチンの重篤な健康被害が心配だから」 (11.4%)
  - 第4位 「感染しても自分は重症化しないとと思うから」 (11.4%)
- ◆ 3回目接種の意義に加え、接種後の副反応への対応等についての情報を発し、接種についての判断を支援する必要がある。

「すでに3回接種した」と答えたかたにうかがいます。あなたは、新型コロナウイルスの4回目の接種について、どのようにお考えですか？ひとつ選んで下さい。

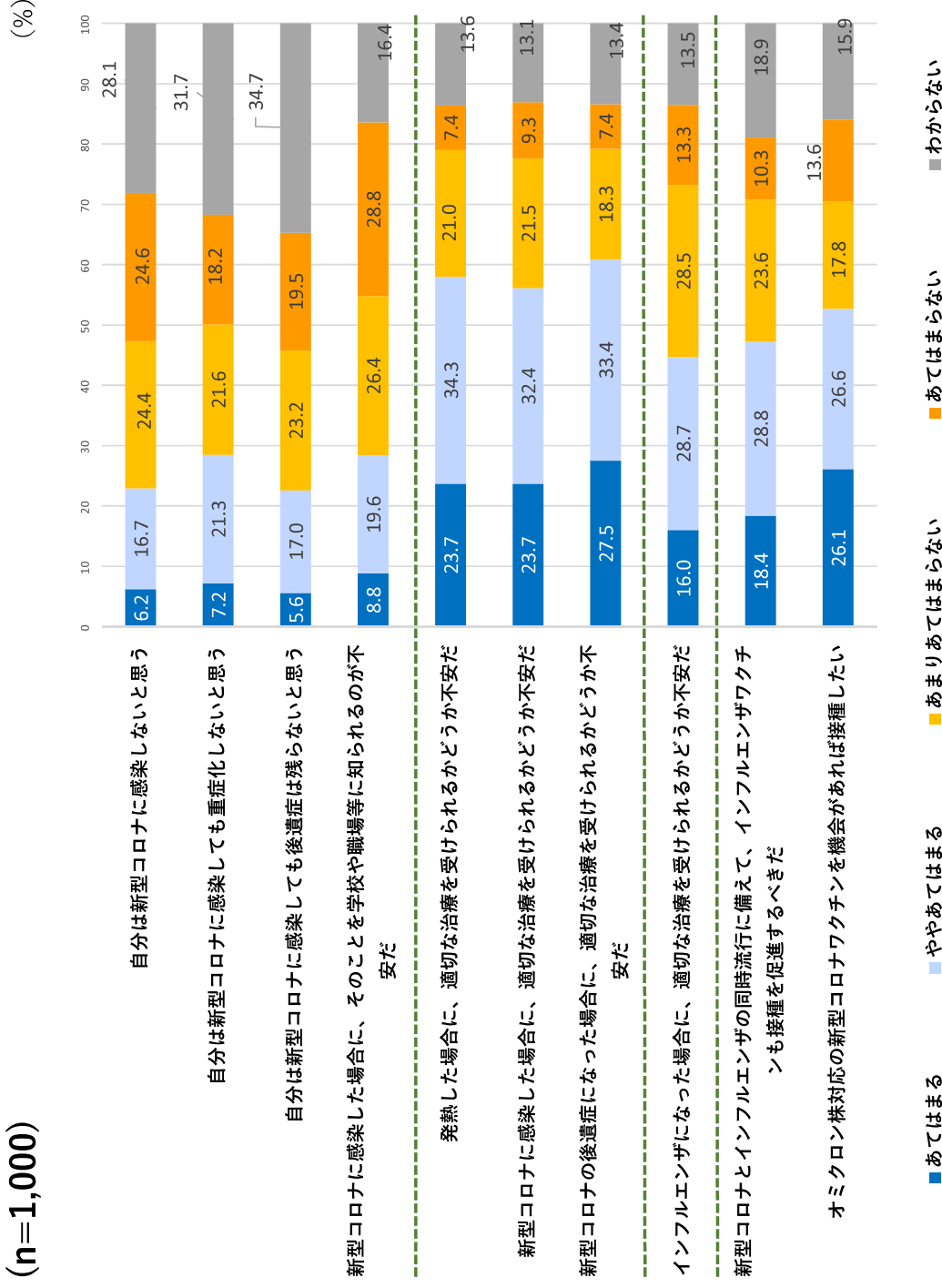
(n=484)



- ◆すでに3回接種した方のうち、4回目の接種について「なるべく早く接種したい（予約済みを含む）」、「急がないが接種したい」と答えた方の合計は**約7割**となっている。
- ◆一方、4回目接種を「おそろく接種しない」「絶対に接種しない」と答えた方の合計は**16.4%**となっている。

# 新型コロナウイルスに関して、あなたの気持ちにあてはまるものをそれぞれひとつ選んでください。

(n=1,000)



◆ 冬の流行時に、都民が自主的に取り組む内容と、秋からその準備をする必要性を周知する必要がある。

- 「発熱、新型コロナウイルスに感染、新型コロナウイルスの後遺症になった場合に、適切な治療を受けられるかどうか不安だ」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答する割合は**6割前後**。

- 「インフルエンザになった場合」にも**45%**の人が不安を感じている。

◆ インフルエンザと新型コロナウイルスのワクチン接種への希望に応えた接種体制の整備が必要である。

- 「インフルエンザワクチンも接種を促進すべきだ」とする回答は**5割弱**、また「オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチンを機会があれば接種したい」とする回答は**5割を超えている**。これら2項目の回答のあいだには強い正の相関が見られる。

事 務 連 絡  
令和4年10月14日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

今秋以降の感染拡大期における感染対策についての分科会提言について（周知等）

今秋以降の新型コロナの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されています。

こうしたことを受け、昨日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、今秋以降の感染拡大期における感染対策について提言が行われました。

今後、本提言を踏まえ、こどもから高齢者までワクチン接種を更に進め、換気等の基本的な感染対策徹底をお願いしていくとともに、今夏、多数のクラスターが発生した医療機関・高齢者施設・学校・保育所等での効果的・効率的な感染対策に取り組んでまいります。

各都道府県におかれましては、提言の内容についてご了知いただき、今後の対応に活かしていただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

(別紙) 今秋以降の感染拡大期における感染対策について

(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)

(連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 佐川・高木・川島・出口・石本・奥玉・塚本・西村

直通 03 (6257) 3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

今秋以降の感染拡大期における感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策分科会

令和4年10月13日（木）

## I. 今秋以降の感染拡大期における感染対策の基本的考え方

○ 今秋以降の新型コロナウイルスの感染拡大においては、これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じることもあり得るとされており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されている。  
その場合でも、今夏と同様、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、若者等の重症化率が低いこと等を踏まえ、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫に直結する重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、季節性インフルとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本方針とする。

○ 感染拡大防止策としては、季節性インフルエンザの感染予防も含めて、

- ・ 新型コロナウイルスについては、年内に接種対象者全員がオミクロン株にも対応したワクチンの接種を受けられるよう取り組みとともに、季節性インフルエンザワクチンについては、定期接種の対象となっている高齢者等に対して、早期接種の呼びかけを行っているところであり、子どもから高齢者までワクチン接種を更に進める。
- ・ また、適切なマスクの着脱、手洗い等の手指衛生、換気、「三つの密」の回避等の基本的な感染対策が重要であり、改めて徹底をお願いしていく。

※ 季節性インフルとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制の準備は政府が別に定めるところによる。

○ これと併せて、今夏、多数のクラスターが発生した医療機関・高齢者施設・学校・保育所等について、業務継続が可能となるよう、実際の事例や先進的な取組例等も踏まえて、ポイントを絞った効果的・効率的な感染対策に取り組む。

特に、医療機関、高齢者施設については、今夏、感染対策をすり抜けて院内で感染が拡大し、多数のクラスターが発生したことから、施設に感染を持ち込ませない対策が重要である。なお、感染対策を徹底してもクラスターが生じてしまう場合があることから、一定の感染が生ずることを想定して対応することが必要である。

また、学校・保育所等については、子どもへの検査が本人や医療現場への負担になることなどから、感染の持ち込みを完全に防ぐことは困難であるが、今夏、子どもの感染者が大幅に増加したことや、子どもが流行の主体である季節性インフルエンザの感染を抑える必要があることから、新型コロナウイルスと、新型コロナウイルス双方の子どもへの感染拡大防止が重要である。

○ ただし、感染者数が膨大な数になり医療のひっ迫が生じる場合やウイルスの特性に変化が生じ病原性が強まる等の場合には、住民や事業者に対する感染拡大防止や医療体制の機能維持に関する更なる協力の要請・呼びかけや行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置等が考えられ、状況に応じた対応を行う。

## Ⅱ. 医療機関、高齢者施設等における感染対策

### 1. 基本的な考え方

- 今夏のクラスター事例等では、医療施設では入院時の検査のすり抜け、高齢者施設では職員による感染持ち込みを原因とするものが相当数あったことから、患者や高齢者等を感染から守る観点では、市中で感染がまん延し地域の感染状況が悪化している場合には、まず、院内・施設内に感染を持ち込まないよう、「入口」での対策が重要。このため、職員の検査や入院時・入所時のスクリーニングを強化することが必要。
- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないことが必要であるが、今夏のクラスター事例等では、基本的な感染対策が不十分だったことによりクラスターに発展したケースが散見され、施設によって感染対策の実施状況にもバラつきがあったことから、感染対策の底上げを図ることが必要。
- 一方で、感染対策を徹底しても、クラスターが生じてしまう場合もあることから、クラスターが起り得ることも前提に、平時から準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保、感染者の周囲への一斉検査の実施等）をしておく必要がある。
- こうした考え方に基づき、感染拡大期にあっても業務継続が可能となるよう、今夏に発生した実際のクラスター事例や先進的な取組例等も踏まえて、主に（1）「入口」、（2）「院内・施設内」、（3）「クラスターが発生した場合」の段階ごとに、具体的な感染対策について、次頁以降で整理する。
- なお、具体的な感染対策については、全国知事会による事例調査、厚生労働省アドバイザリーボードでの意見等をもとに作成した。



## Ⅱ. 医療機関、高齢者施設等における感染対策

### 2. 具体的な感染対策

#### (1) 「入口」段階の対策

	今秋以降の感染拡大期における感染対策の例
① 体調不良の職員の休暇の徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は管理者に必ず報告し、出勤しないことを徹底する。 (健康管理はアプリを活用するなど電子化することで、記載漏れの確認がしやすくなり、省力化にもなると考えられる。)</li><li>➤ <b>先進的な事例として、職員に検査キットを自宅に持ち帰らせ、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行い陰性を確認してから出勤する取組もあり、これも参考にすることが考えられる。</b></li></ul>
② 職員の検査	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>感染者との接触があった段階で早期に検査を行うことで感染拡大を防止できた事例があることから、これも参考に職員に対する検査を行うことが考えられる。この場合、検査はPCR検査が望ましい。</b></li><li>➤ 高齢者施設の職員への頻回検査については、都道府県によって、検査頻度、対象施設の範囲や実施状況に差がある状況。地域の感染状況やクラスターの発生状況等に応じて、検査頻度の増加や、<u>対象施設の範囲拡大</u>（例えば、入所施設だけでなく訪問・通所事業所も対象とする）等を検討し柔軟に対応することが必要。</li><li>➤ 医療機関の職員についても必要に応じて頻回検査を実施することが考えられる。</li><li>➤ 頻回検査は抗原定性検査キットを積極的に活用する。この場合、週2～3回程度実施することも考えられる。</li></ul>
③ 新規入院・入所者の検査と院内・施設内における管理	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <b>入院時・入所時のスクリーニング検査（PCR又は抗原定量・定性）は引き続き実施するが、可能な限り入院・入所の当日に実施するなど、検査のすり抜けを最小限に抑える。</b></li><li>➤ <b>それでも検査のすり抜けが生じる可能性を考慮して、病室運用に余裕がある場合は、新規入院患者は3日間、個室管理している事例もあり、新規入院・入所者を個室管理又は別行動で管理することが考えられる。</b></li><li>➤ 高齢者施設の入所者への正月等の一時帰宅時の検査についても、実施している都道府県の取組例も踏まえ、例えば、外泊や一時帰宅から戻った入所者にPCR検査を実施するなど、必要に応じて取り組む。</li></ul>

※ 都道府県等の先進事例や、これまでの分科会提言にはなかった取組例などを太字で示した。以下同じ。

## (2) 「院内・施設内」の対策

### 感染対策の視点

### 今秋以降の感染拡大期における感染対策の例

#### ①効果的な換気の徹底

- CO<sub>2</sub>センサー※も活用しながら、冷暖房使用時でも、窓開けやサーキュレーター等により換気を実施する。以下の先進的な事例も参考に取り組みことも考えらえる。
    - ① 都道府県が換気の専門チームを施設に派遣し、換気方法を指導。
    - ② 都道府県が管内の全ての入所施設・通所施設にCO<sub>2</sub>センサーを配布。
    - ③ 高齢者施設において高機能の機械換気設備等（高い換気機能を持つ空調設備や熱交換機能をもつ換気設備等）を導入。
  - 特に休憩室や更衣室等は、感染状況に応じて、利用時間を分散する、一時的に利用を控える等の対応も考えられる。廊下部分の換気が不十分なケースも見られることから、廊下部分の換気にも留意する。
  - 病室・居室の清掃後、一定程度換気してから次の患者を入室させることが考えられる。
  - また、利用者を送迎する車中の換気にも留意する。窓開けやエアコンの外気導入を行うことが考えられる。
- ※ 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時）を確保するため、CO<sub>2</sub>濃度を概ね1,000ppm以下に維持することが望ましい。

#### ②適切な感染防護

- 新型コロナウイルスの感染が否定できない患者・入所者に対して、エアロゾルが生じうる喀痰吸引や挿管、口腔ケア等を行う場面では、職員がN95マスクやフェイスシールドを着用することが考えられる。
- N95マスク着用時には、空気の漏れなく、きちんとフィットして着用できているか確認する。N95マスクを含め个人防护具（PPE）の適切な着用方法について、職員への指導や研修会を実施し徹底している事例もあり、これも参考にして取り組むことが考えられる。
- 入院患者・入所者の食事については、食堂など複数の者が集まる場所で食事介助する場合には、できる限り互いの距離を確保する。

### (3) 「クラスターが生じた場合」の対策

#### 感染対策の視点

#### 今秋以降の感染拡大期における感染対策の例

①感染者の周囲への一斉検査の実施	<p>➤ 院内・施設内で感染者が発生した場合の周囲への一斉検査は概ね実施されていた。引き続き、感染者と一定の接触があるなど必要とされる範囲には速やかに一斉検査を実施する。</p>
②適切なゾーニングの実施	<p>➤ ゾーニング自体は行っていたが、レッドゾーンとグリーンゾーンを同じ防護具のまま行き来していたなど、運用が不適切な事例も報告されていた。</p> <p>➤ 施設内の状況に応じて、病室・居室単位でのゾーニングを行う。この際、床にテープングを施すなど視覚的にも分かりやすく区分するなどして適切にゾーニングを行うほか、平時から、職員にゾーニングの意義を徹底すること、地域の感染制御の専門家の外部指導を受けるなどの対応を行うことが考えられる。</p>
③高齢者施設における応援派遣の事前準備	<p>➤ <u>平時から、他施設からの介護職員の応援派遣も含めた業務継続の体制を確保することが考えられる。派遣される予定の職員に対して、平時から、感染対策等の研修を実施している事例もあり、これも参考にして取り組むことが考えられる。</u></p> <p>➤ <u>業務継続計画</u>についても、できる限り早期に策定を行う。</p>
④高齢者施設の入所者への医療支援体制の事前構築等	<p>➤ <u>平時から、施設ごとに協力医療機関を確保するなど、都道府県において高齢者施設の入所者への医療支援の体制を構築するよう、再度の周知徹底や確保状況の確認等を行うとともに、自治体の福祉部局と医療部局の連携を促進する。</u></p> <p>➤ また、都道府県はクラスターが生じた高齢者施設の感染対策の状況を確認し、専門家による<u>指導</u>を行う体制を構築するとともに、検査キットやPPE等の物資支援を速やかに実施できる体制を構築する。</p>

※ (1)～(3)において記載した検査及び換気に関する情報は、「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」(令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)、「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)及び「換気に係る参考資料」(令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会参考資料9)等も参照のこと。

## (4) その他

### (1) 患者・入所者との面会、リハビリの実施

- 面会については、一律に制限していないが、実際には実施していない施設もある一方で、家族面会室を設置する、事前に検査で陰性を確認する等の方法で面会を実施している施設もある。職員や家族等からは、感染拡大期にあっても、当事者の置かれた状況を考慮すれば面会を実施したいという声が強いや、QOLの確保の必要性を踏まえ、**必要な感染防止策を講じて面会を実施できるよう、好事例を周知するなどの対応を行う。**
- リハビリについても、控えている医療機関もあるが、入院患者の機能回復やQOL向上の観点から、**必要な感染防止策を講じて実施できるよう、標準的な実施方法や好事例を周知するなどの対応を行う。**

### (2) 職員の日常生活への配慮

- 医療機関・高齢者施設の職員について、例えば同居家族以外と会わないようにする、食事は必ず1人でとるなど、**職員の日常生活を過度に制限することは不合理**。必要な感染防止策を講じた上で、適切に対応されるよう周知する。

### (3) 施設間での感染対策に関する情報共有

- **施設の感染対策の実施状況や悩み等**を地域の施設間で共有する連携会議やWG等を開催している事例もある。感染対策の底上げを図る観点から、地域の実情に応じて、こうした**情報共有を促進**することも有効と考えられる。

## Ⅲ. 学校、保育所等における感染対策

### 1. 基本的な考え方

- 学校・保育所等での感染対策については、こどもの教育機会を可能な限り確保するとともに、こどもや教育現場、医療現場の負担とならないよう、科学的知見に基づき、ポイントを絞って効果的・効率的な対策に取り組むことが必要。  
具体的には、こどもは高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、こどもに対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいことから、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではない。
- 他方で、季節性インフルエンザとの同時流行が予想されており、こどもが流行の主体である季節性インフルエンザの感染対策も念頭においた取組とすることが必要である。
- このため、これまでも講じてきた、体調不良の場合に登校・登園を控えること、部活動を含めた学校内での換気等による感染対策について、今夏の集団感染事例や先進的な取組等を踏まえて、さらに推進していくことが必要。
- なお、具体的な感染対策については、全国知事会による事例調査、厚生労働省アドバイザーボードでの意見等をもとに作成した。

### 2. 具体的な感染対策

感染対策の視点	今秋以降の感染拡大期における感染対策の例
① 季節性インフルエンザの同時流行も想定した体調不良者の欠席徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は登校・登園を控えることを徹底するとともに外出を控える。</li><li>➤ 運動会、修学旅行等の学校行事や部活動等でのクラスター事例が報告されている。適切な感染対策（場面に応じた適切なマスクの着脱、換気の実施等）のもとで実施して差し支えないが、発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は参加を控える。</li><li>➤ バス等による集団移動や、寮生活などにおいても、体調不良者から感染が拡大した事例があるため、普段と異なる症状がある場合は引率者や教職員等に伝達した上で欠席する等の対応も考えられる。</li></ul>
② 体調不良の教職員の休暇徹底	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 教職員についても、発熱に限らず、発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は管理者に必ず報告し、出勤しないことを徹底する。（健康管理はアプリを活用するなど電子化することで、記載漏れの確認がしやすくなり、省力化にもなると考えられる。）</li><li>➤ 教職員に検査キットを自宅に持ち帰らせ、体調不安がある場合や家族が症状のある場合等に、自宅で検査を行い陰性を確認してから出勤する取組もあり、これも参考にすることが考えられる。</li></ul>

## 感染対策の視点

## 今秋以降の感染拡大期における感染対策の例

### ③効果的な換気の徹底

▶ 学校内（特に部活動の更衣室や体育館等）で換気が不十分だったこと等により、感染が拡大した事例も報告されている。CO<sub>2</sub>センサー※も活用しながら、冷暖房使用時でも窓開けやサーキュレーター等により換気を実施する。以下の先進的事例も参考に効果的な換気に取り組みことも考えられる。

- ① **体育館等の屋内での部活動について、競技の特性に応じた定期的な換気時間を設定する、送風機を用いた一方向の空気の流れを作る。**
- ② **都道府県が換気の専門家を学校に派遣し、感染症対策改善セミナーを実施（公私立の学校等からの参加が可能）。**
- ③ **自治体による保育所等に対するHEPAフィルター付空気清浄機の導入補助。**
- ④ **保育所等において高機能の換気設備等（高い換気機能を持つ空調設備や熱交換機能をもつ換気設備等）を導入。**

▶ また、児童を送迎するバス等の車中の換気にも留意する。窓開けやエアコンの外気導入を行うことが考えられる。

※ 必要な換気量（一人当たり換気量30m<sup>3</sup>/時）を確保するため、CO<sub>2</sub>濃度を概ね1,000ppm以下に維持することが望ましい。

### ④マスク着用が困難な状況での感染対策

▶ 保育所等の利用者のこどもはマスク着用に限界があるが、集団感染のリスクを最小限にとどめるため、以下のような取組も参考に、感染対策に努める。

- ① **食事介助等の密な接触時に限り、フェイスシールドやゴーグル等を着用し、職員への感染を予防する。**
- ② **登園後に体調悪化したこどもの対応を行う際には、換気や症状に応じた適切な感染対策を徹底する。**
- ③ **大人数で、一度に合同で行動するのではなく、時間差を設けたり、少人数単位で活動する。**

※ ①～④において記載した検査及び換気に関しては、「効果的に感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持していくための検査の活用について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）及び「換気に係る参考資料」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会参考資料9）等も参照のこと。